

(仮称)第2次北九州市いきいき長寿プラン 【素案】

概要版

(令和3年度～令和5年度)

1 計画の位置づけと計画名称

本計画は、保健・医療・福祉などの高齢者施策を総合的に推進する計画で、以下の内容を包含しています。

- 老人福祉法に規定されている「老人福祉計画」
- 介護保険法に規定されている介護保険の各サービスの見込量やその確保のための方策などを定める「介護保険事業計画(第8期)」
- 厚生労働省が策定した「認知症施策推進総合戦略」及び「認知症施策推進大綱」に沿って、本市独自の方策を加えた、「北九州市認知症施策推進計画(通称:北九州市オレンジプラン)」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「北九州市成年後見制度利用促進計画」(今回の計画から)

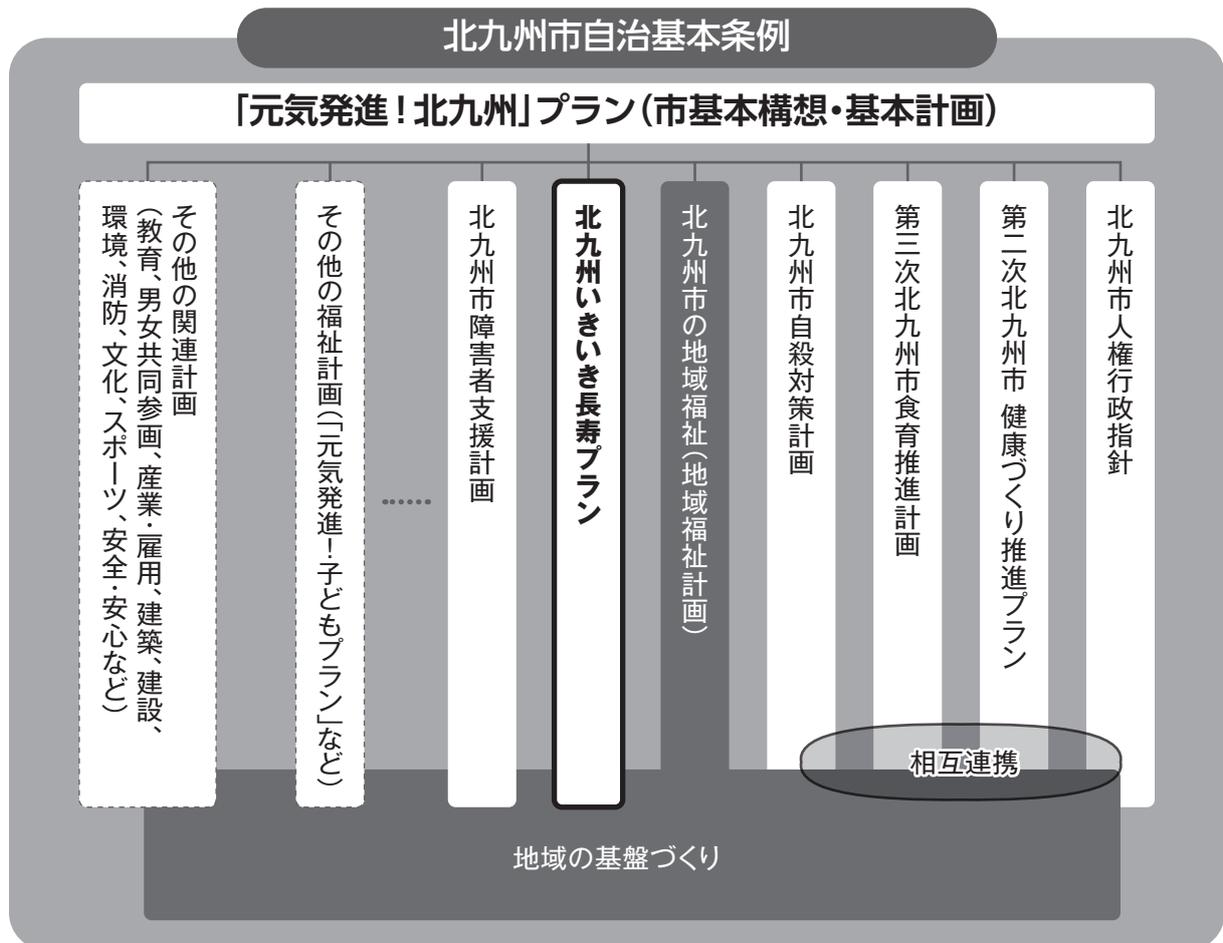
また、「北九州市いきいき長寿プラン(平成30年度～令和2年度)」を引き継ぐ計画であるため、計画の名称を「(仮称)第2次北九州市いきいき長寿プラン」としています。

「元気発進！北九州」プランの分野別計画として策定

本計画は、本市の基本構想・基本計画である「『元気発進！北九州』プラン」に基づく分野別の計画です。

「北九州市の地域福祉（地域福祉計画）」を基盤として策定

本計画は、各福祉分野における共通的な事項を記載する「上位計画」である「北九州市の地域福祉」を基盤として、策定します。



2 計画の期間

令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間

3 計画の推進体制・評価

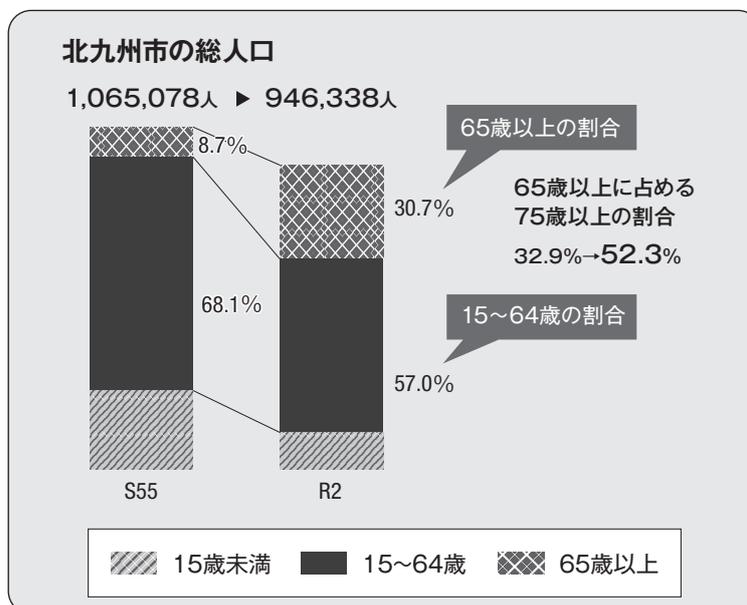
- 本計画の推進にあたっては、地域社会を構成する市民、保健・医療・福祉・介護関係者、地域団体、企業・NPO、行政それぞれが役割を適切に果たしていくことが求められます。
- 本計画における施策の進捗管理にあたっては、毎年度、目標の達成に向けたそれぞれの事業の活動内容・実績について評価を行うとともに、事業効果の継続的な分析を行い、必要に応じて改善と見直しを進めます。

4 計画策定の背景

高齢化のさらなる進展と生産年齢人口の減少

本市の高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は、全国平均を上回る速さで進行し、今後も高い水準で推移し、特に、75歳以上の割合は、大幅に増加することが見込まれています。

また、様々な取り組みにより、本市の社会動態は、この5年間で改善が図られてきているものの、生産年齢人口は減少傾向が続くと見込まれています。



社会保障給付費の増加

本市の国民健康保険加入者の1人当たりの医療費は増加傾向です。

また、介護サービスを利用する割合が高い75歳以上の高齢者数の増加に伴い、介護サービス等の費用総額も、増加が見込まれています。

	国保加入者(75歳未満) 1人当たり医療費	介護サービス費用
H29年度	405千円	888億円
H30年度	411千円 (+1.4%)	917億円 (+3.2%)
R元年度	420千円 (+2.3%)	948億円 (+3.4%)

新型コロナウイルスの感染拡大

令和2年、全国的に新型コロナウイルスの感染が拡大し、本市でも、3月以降、陽性患者が発生しています。

4月には、「緊急事態宣言」が発出され、3密を避ける観点から、外出自粛やイベント中止等の要請が行われたことから、市民生活に大きな影響が及びました。

- 陽性患者累計
738人(令和2年11月30日時点)
- 大きな影響が出た市の高齢者関連事業
高齢者サロン・認知症カフェの中止
各種研修会の中止
年長者研修大学校の休校
いこいの家の利用中止 等

5 基本目標

〔計画策定にあたっての3つの視点〕

○高齢者の意欲の増進

「65歳＝老後」ではなく、意欲・能力を活かして、運動習慣の定着や社会活動に取り組むことを支援します。また、各種事業におけるICTの導入・活用拡大とあわせ、高齢者にもデジタル技術の習得を促し、高齢期の備えについての啓発を行います。

○地域共生社会の実現

地域住民と行政などが協働し、地域や個人が抱える生活課題を解決していくことができるよう、包括的な支援体制を構築し、地域包括ケアシステムの推進、地域づくりに取り組みます。

○感染防止対策・災害対応の備え

オンラインの活用など、各種事業の実施方法を工夫し、感染予防との両立をはかるとともに、感染症や災害発生時を想定し、特に介護サービスなどの事業を継続できる備えを講じます。

〔基本目標〕

**高齢者がいきいきと、安心して、暮らせる共生のまちづくり
～人生100年時代の到来～**

〔目標〕

**いきいきと健康で、
生涯現役で
活躍できるまち**

- ◆生きがい・社会参加・地域貢献の推進
- ◆主体的な健康づくり・介護予防の促進

**高齢者と家族、
地域がつながり、
支え合うまち**

- ◆見守り合い・支え合いの地域づくり
- ◆総合的な認知症対策の推進
- ◆家族介護者への支援

**住みたい場所で
安心して
暮らせるまち**

- ◆地域支援体制（医療と介護の連携等）の強化
- ◆介護サービス等の充実
- ◆権利擁護・虐待防止の充実・強化
- ◆安心して生活できる環境づくり

5pへ

6pへ

7pへ

6 施策の柱と主な取り組み

いきいきと健康で、生涯活躍できるまち

高齢者が年齢に関わりなく、健康で、その能力を十分に発揮し、社会を「支える側」として活躍できるまちづくりを進めます。

◆生きがい・社会参加・地域貢献の推進

【新しい取り組み・強化する取り組み】

- 高齢者のデジタル技術習得を支援する地域人材の育成
(スマートフォン・タブレット等の活用講座の実施など)
- 生涯スポーツの習慣化の普及
- 介護支援ボランティアの活動の場の拡充

【継続する取り組み】

- 年長者研修大学校や生涯現役夢追塾等における生きがいづくり
- ボランティア活動を担う人材の養成
- 「いきがい活動ステーション」等による高齢者と地域活動とのマッチング
- 北九州市高年齢者就業支援センターを拠点とした就業支援

◆主体的な健康づくり・介護予防の促進

【新しい取り組み・強化する取り組み】

- 通いの場で仲間とともに健康づくり ～運動習慣の定着～
(地域の通いの場で、「きたきゅう体操」等の運動を実践、生涯スポーツの活動支援など)
- 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
(国保データシステムを活用して、健康課題を分析・把握し、保健事業と介護予防を一体的に実施)
- 高血圧症を切り口とした生活習慣病への対策強化
(「高血圧ゼロのまち」に向けた保健指導、減塩の推進など)
- フレイル対策の強化
(高齢者サロン等通いの場への専門職派遣、介護予防リーダーの育成など)

【継続する取り組み】

- 市民センターを拠点とした健康づくり事業の実施
- 食生活改善推進員による訪問活動
- 口腔保健の推進

高齢者と家族、地域がつながり、支え合うまち

「見守る側」「見守られる側」に分かれるのではなく、誰もが多方面につながりを持ち、それぞれができる範囲で支え合い、居場所と役割をもつコミュニティづくりを進めます。

◆見守り合い・支え合いの地域づくり

【新しい取り組み・強化する取り組み】

- 地域の「互助」の充実 ～地域交流や居場所づくりの推進～
(「自助」「互助」「共助」「公助」の機能の連携。特に、自発的な相互の支え合いである「互助」の基盤づくりの支援)

【継続する取り組み】

- 協議体(校区の作戦会議)の運営支援
- いのちをつなぐネットワーク事業による地域全体で「見つける」「つなげる」「見守る」取り組みの推進
- 民生委員の活動支援

◆総合的な認知症対策の推進

【新しい取り組み・強化する取り組み】

- 認知症の人本人が発信できる場づくり ～活躍の場の創出～
(認知症の人が社会の一員として前向きに暮らし、周囲に理解を促すためのきっかけづくり)
- 認知症カフェのあり方の検討
- 若年性認知症の実態に応じた対策の推進

【継続する取り組み】

- 「認知症サポーター」「認知症サポート医」の養成
- 認知症介護家族交流会や認知症対応力向上研修の開催

◆家族介護者への支援

【新しい取り組み・強化する取り組み】

- 複合的な課題を抱えた家庭・ケアラーへの対応(アウトリーチ型支援の拡大など)

【継続する取り組み】

- 地域の人が見守り・支え合いの当事者となる意識づけ
- 専門職による介護教室や男性向け介護講座の開催
- 事業者に対する仕事と介護の両立への理解の促進

住みたい場所で安心して暮らせるまち

高齢者が、人生の最終段階にいたっても、それぞれの状態に応じて、必要な生活支援、介護などのサービスを活用しながら、住みたい場所で安心して暮らせることを目指します。

◆地域支援体制(医療・介護の連携)の強化

【新しい取り組み・強化する取り組み】

- とびうめ@きたきゅう(登録した市民の医療・介護・健診等の情報が事業に協力する医療機関で共有されるシステム)の推進
- 高齢者の医療や介護などの課題に対する相談体制の充実
- 地域ケア会議の充実(リモート開催の検討など)
- 地域リハビリテーション支援拠点の設置

【継続する取り組み】

- 地域包括支援センターの機能強化

◆介護サービス等の充実(ウィズコロナ・ポストコロナ時代への対応)

【新しい取り組み・強化する取り組み】

- 介護人材の確保(若手介護職員の離職防止研修、外国人の介護人材育成研修など)
- 感染症発生時の介護施設のサービス継続(施設・法人を超えたスタッフ派遣による支援など)
- 介護施設の感染防御力の向上(専門家による施設への訪問指導、オンライン研修など)

【継続する取り組み】

- 在宅支援サービス(おむつ給付、訪問給食等)の提供
- 自立に向けた介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの充実
- 先進的介護「北九州モデル」の展開

◆権利擁護・虐待防止の充実・強化

【新しい取り組み・強化する取り組み】

- 成年後見制度中核機関の機能充実(成年後見人選任の受任調整や制度へのスムーズな移行支援など)

【継続する取り組み】

- 高齢者虐待防止に向けた連携強化 ● 虐待対応職員向け研修の実施

◆安心して生活できる環境づくり

【新しい取り組み・強化する取り組み】

- 災害時における避難支援(福祉避難所の早期開設など)
- 「終活」に関する相談と支援 ● お買い物バスなど高齢者の移動支援

【継続する取り組み】

- すこやか住宅の普及啓発、改造助成
- 高齢者の交通安全・犯罪被害防止・消費者被害防止対策・防火安全対策の推進

第8期（令和3～5年度）介護保険事業計画の概要

1 第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の見込み

本市の65歳以上の高齢者(第1号被保険者)は、令和3(2021)年度にピークを迎え、約29万1千人になる見込みですが、その後は減少していきます。一方で、75歳以上の「後期高齢者」については、引き続き増加していきます。

(単位：人/月)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数	288,661	290,062	290,869	290,984	289,998	289,350
65歳～74歳	140,854	138,862	139,210	139,419	133,728	127,746
75歳以上	147,807	151,200	151,659	151,565	156,270	161,604

※ 平成30年・令和元年度は実績値（9月時点）、令和2年度以降は推計値。

2 要支援・要介護認定者及びサービス利用者の見込み

高齢者の増加に伴い、要支援・要介護認定者も引き続き増加していくことが予想され、令和5(2023)年度には約7万2千人になる見込みです。

(単位：人/月)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援・要介護認定者数	66,011	66,762	68,273	69,626	71,176	72,307

※ 平成30年・令和元年度は実績値（4月時点）、令和2年度以降は推計値。

介護保険のサービス利用者は、後期高齢者人口の増による要介護認定者数の増加等を要因として、令和5年度には約5万人になる見込みです。

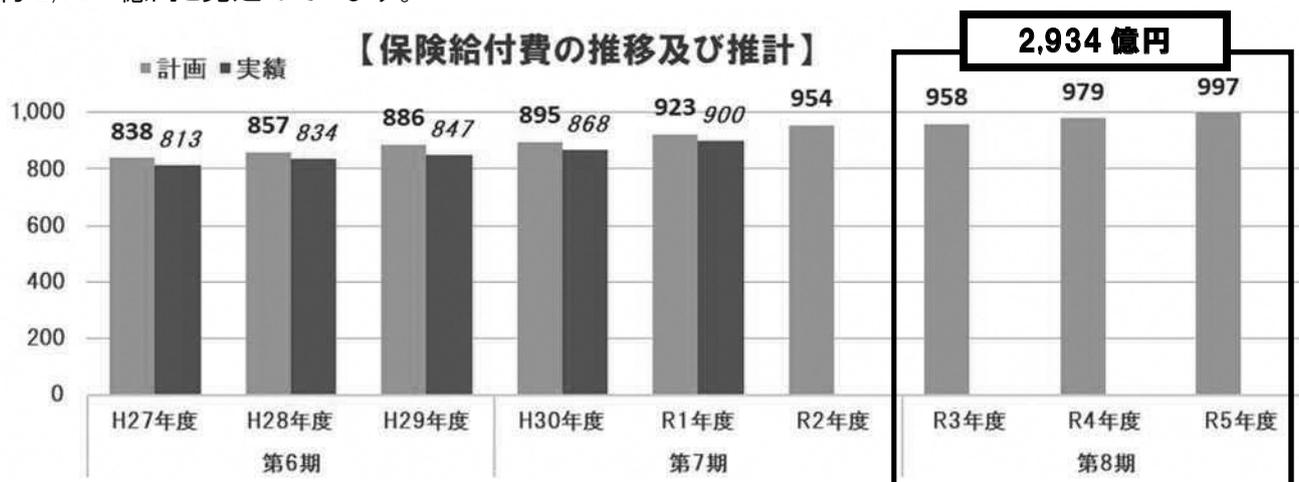
(単位：人/月)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
サービス利用者数	45,719	46,936	46,968	48,491	49,498	50,251

※ 平成30年・令和元年度は実績値（平均値）、令和2年度は7月速報値。令和3年度以降は推計値。

3 保険給付費の状況及び推計

介護サービスの利用見込み等を基に、令和3～5年度(第8期)の3年間における保険給付費を約2,934億円と見込んでいます。



4 高齢者福祉施設等の整備

- 国の「第8期介護保険事業計画の基本指針」を踏まえながら、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22(2040)年を見据え、地域包括ケアシステム構築のための取組みを推進
- 今後の高齢化の推移、市民ニーズ、待機者の状況、既存施設の整備状況等を踏まえながら、給付と負担のバランスにも留意の上、整備量を設定
- 高齢者が要介護等の状態となっても、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)等の地域密着型サービスを整備

【主な施設・居住系サービスの整備目標】

(単位：人)

	第8期整備計画数	令和5年度末見込み
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	113	5,687
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	54	2,406
特定施設入居者生活介護 (介護付き有料老人ホーム)	87	3,169

※ 介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護は地域密着型を含む。

5 地域支援事業の実施

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、その状態の軽減や悪化の防止を図り、地域において自立した生活を送ることができるように支援するものであり、以下の事業があります。

◆介護予防・日常生活支援総合事業

高齢者(要支援者含む)が、地域において自立した日常生活を送ることができるよう、様々な生活支援のニーズに対し、多様な主体が参画するサービスを充実させることで、一人ひとりの状態に応じた支援を実施します。

- 市民がより身近な地域で、主体的・継続的に介護予防や生きがいがいづくりに取り組めるよう、様々な通いの場や活動への支援
- 生涯を通じた自主的な介護予防を推進するため、各種教室やイベント等を通じた正しい知識の普及啓発や、地域でのけん引役となる人材を育成 等

◆包括的支援事業

高齢者の総合相談窓口である「地域包括支援センター」を中心として、以下の取組み等を推進します。

- 介護予防や総合相談機能の強化
- 虐待防止や権利擁護に関する取組み
- 地域における連携・協働の体制づくり 等

また、地域包括ケアシステムの構築のための取組みを促進するため、下記の事業を重点的に実施していきます。

- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症施策の推進
- 地域ケア会議の推進
- 生活支援サービスの充実・強化

◆任意事業

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域の実情に応じた支援を行います。

- 在宅介護等の継続に欠かせない家族介護者への支援
- 高齢者の自立を支援するための在宅福祉サービス等を実施 等

6 介護保険サービスにかかる費用のしくみ

介護保険のサービスにかかる費用は、利用者が1割（一定以上の所得がある人は2割又は3割）を負担し、残りは介護保険から給付され、その財源を保険料と公費（税金）で賄っています。

公費は国、県、市で負担し、保険料は第1号被保険者（65歳以上の方）及び第2号被保険者（40～64歳の方）で負担します。

なお、第1号被保険者の保険料で負担する割合は、第2号被保険者との全国の人口比により、第7期に引き続き23%となります。

【保険給付費の財源構成】



7 第8期介護保険事業計画における事業費の見込み

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
保険給付費	958億円	979億円	997億円	2,934億円
地域支援事業費	55億円	56億円	57億円	168億円
計	1,013億円	1,035億円	1,054億円	3,102億円

8 第1号被保険者の介護保険料（令和3～5年度）

上記事業費等の見込みに基づき、第8期（令和3～5年度）の本市の介護保険料（案）を算定します。

【第8期介護保険料の考え方】

◆被保険者の負担能力に応じた保険料段階の設定

本市の保険料段階は、国の示す標準モデル（9段階）に対し、低所得者層に最大限配慮した料率とするとともに、高所得者層の負担が過重なものとならないよう全体のバランスを考慮して設定しています。第8期保険料段階においては、さらにきめ細やかな保険料を設定するため、課税層段階に1段階増設し「13段階」に設定します。

◆介護給付準備基金（保険料剰余分）の活用

介護保険料の剰余分については、介護給付準備基金に積み立てることとされており、その活用について、国が基本的な考え方を示しています。

- 次期計画期間に歳入として繰り入れ、介護保険料の上昇抑制に充てること
- 介護給付準備基金の適切な取崩しを検討すること

本市においても、介護保険財政の運営上必要な金額を残した上で、第8期介護保険料の上昇抑制のために充当します。

◆公費による低所得者の保険料軽減について

平成 27(2015)年度から公費による介護保険料の軽減を開始しました(第1段階:生活保護受給者等)。また、令和元(2019)年 10 月の消費税率引き上げに合わせて、国が所得の低い階層(第1段階～第3段階:市民税非課税世帯)に対する介護保険料の軽減強化の方針を示したため、本市の介護保険料についても軽減強化を行っています。

【第1号被保険者の第8期介護保険料(基準額)の算定】

【第1号被保険者保険料(基準額:月額)の算定方法(概算)】

$$\begin{array}{c}
 \text{3年間の保険給付費} \\
 \cdot \text{地域支援事業費} \\
 \times \\
 \text{第1号被保険者の} \\
 \text{負担割合(23\%)} \\
 \text{※1} \\
 - \\
 \text{介護給付} \\
 \text{準備基金} \\
 \text{※2} \\
 \div \\
 \text{12月} = \\
 \text{6,400円程度} \\
 \sim \text{6,900円程度} \\
 \text{(基準額)} \\
 \text{※3}
 \end{array}$$

3年間の第1号被保険者のべ人数

※1 (介護保険の国庫負担金の負担等に関する政令(平成 10 年政令第 413 号)第5条により、)令和3年度から令和5年度までの第2号被保険者の負担率は 27%。第1号被保険者の負担率は 23%。

※2 介護保険料の剰余分である「介護給付準備基金」を、保険料上昇抑制のために活用しています。

※3 過去の介護報酬改定率を基に、保険料(基準額)の算定額に幅を持たせています。今後、介護報酬の改定や、介護給付準備基金の充当額等により、基準額は変動します。

【第8期介護保険料の設定イメージ】

◆第7期の保険料段階													
保険料率 ※カッコ内は 公費軽減後	本人が市民税非課税					本人が市民税課税							
	世帯全員が市民税非課税			世帯の中に 市民税課税者がいる									
対象 範囲	生活保護 受給者等		年金収入等 120万円超		年金収入等 80万円超 80万円未満	合計所得金額 120万円未満	合計所得金額 120万円以上 160万円未満	合計所得金額 160万円以上 200万円未満	合計所得金額 200万円以上 300万円未満	合計所得金額 300万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上 600万円未満	合計所得金額 600万円以上	
	第7期保険料 (月額:円)	約1,830	2,740	約4,270	約5,490	6,090	約7,010	約7,310	約7,620	約9,140	約10,660	12,180	約12,790
	▲0.2	▲0.25	▲0.05		基準額								
	0.5(0.3)	0.7(0.45)	0.75(0.7)	0.9	1.0	1.15	1.2	1.25	1.5	1.75	2.0	2.1	
◆第8期の保険料段階(案)													
保険料率 ※カッコ内は 公費軽減後	本人が市民税非課税					本人が市民税課税							
	世帯全員が市民税非課税			世帯の中に 市民税課税者がいる									
対象 範囲	生活保護 受給者等		年金収入等 120万円超		年金収入等 80万円超 80万円未満	合計所得金額 80万円未満	合計所得金額 80万円以上 120万円未満	合計所得金額 120万円以上 160万円未満	合計所得金額 160万円以上 200万円未満	合計所得金額 200万円以上 300万円未満	合計所得金額 300万円以上 400万円未満	合計所得金額 400万円以上 600万円未満	合計所得金額 600万円以上
	第8期保険料 (月額:円)	1,920 ~ 2,070	2,880 ~ 約3,110	4,480 ~ 4,830	5,760 ~ 6,210	6,400 ~ 6,900	7,040 ~ 7,590	7,360 ~ 約7,940	7,680 ~ 8,280	8,000 ~ 約8,630	9,600 ~ 10,350	11,520 ~ 12,420	13,440 ~ 14,490
	▲0.2	▲0.25	▲0.05		基準額	増設							
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
	0.5(0.3)	0.7(0.45)	0.75(0.7)	0.9	1.0	1.1	1.15	1.2	1.25	1.5	1.8程度	2.1程度	2.15程度

※ 保険料段階(案)のうち、第 11、12、13 段階の保険料率については、現在精査中であり増減することがあります。

9 本市独自の保険料の負担軽減制度

市独自の低所得者対策として、市民税世帯非課税の人のうち、生活困窮で一定の要件に該当する場合、申請により保険料を減額する制度を、第8期も引き続き実施します。

10 介護人材の確保

介護人材の確保については、多くの介護サービス事業者が様々な取り組みを行っているものの、採用が難しい状況が続いています。

◆介護人材の確保（介護現場への参入促進）

- 必要な介護サービスを提供するための介護人材を安定的に確保するため、多様な人材の参入促進、介護の仕事の魅力発信などに取り組み、介護事業者を支援

◆介護人材の定着（働きやすい職場づくり支援）

- 介護職員の処遇改善、職場環境改善、また、若年者や、海外からの介護人材など様々な人材層を対象とした介護従事者への研修を実施

◆業務の効率化（介護現場の革新）

- 介護の質の向上と職場環境の改善を同時に実現する、介護現場の新たな働き方「北九州モデル」の展開、現場ニーズに沿ったロボット技術の開発・改良等の総合的な取り組みを実施

11 災害や感染症に係る体制整備

近年の災害発生状況や新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ「備えの重要性」が改めて認識されています。

◆災害支援等の取り組み

- 大きな災害が起きた時に備え、在宅サービス利用者で避難支援が必要な人に対し、避難方法や避難時の生活に関する留意点について、介護事業者を通じて啓発
- 利用者が被災前に受けていた介護サービスを、避難所等においても継続して円滑に受け取ることができるよう、介護サービス事業者との連携を推進

◆感染症対策

- 介護保険施設等における感染防止対策の徹底を図るため、標準予防策から専門的な講座まで充実した研修を提供
- 感染防御力の向上を図るため、感染症専門家が直接施設を訪問し、感染対策について施設の状況に対応した指導・助言を実施
- 高齢者施設等において、多数の従事者が新型コロナウイルス感染症の陽性者となった場合に備えて、施設・法人を超えた応援派遣体制を構築

(仮称)第2次北九州市いきいき長寿プラン (素案)に対する意見の募集について

北九州市では、全国平均を上回る速さで高齢化が進んでいます。また、市民要望では、「高齢社会対策の推進」が常に上位になっています。こうしたことを背景に、高齢社会対策の更なる推進を図るために「(仮称)第2次北九州市いきいき長寿プラン」(素案)を作成しました。この計画をより良いものとするため、市民の皆さんのご意見を募集します。

※いただいたご意見に対して個別の回答は行いませんので、あらかじめご了承ください。

意見募集要領

1 意見募集期間

令和2年12月18日(金)から令和3年1月18日(月)まで

2 「(仮称)第2次北九州市いきいき長寿プラン」(素案)の閲覧・配布場所

①保健福祉局長寿社会対策課(市役所本庁舎9階) ②広報室広聴課(市役所本庁舎1階)
③各区役所総務企画課 ④各出張所 ⑤各市民センター ⑥市ホームページ <https://www.city.kitakyushu.lg.jp>

3 意見の提出方法

住所・氏名・年齢・意見をご記入の上、次のいずれかの方法で提出してください。

①電子メール

電子メールアドレス: ho-choju@city.kitakyushu.lg.jp (保健福祉局長寿社会対策課アドレス)

②郵送

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市保健福祉局長寿社会対策課 企画調整係あて

③ファクシミリ

FAX番号: 093-582-2095 保健福祉局長寿社会対策課 企画調整係あて

④指定場所への持込

◆保健福祉局長寿社会対策課 ◆広報室広聴課 ◆各区役所総務企画課

4 意見提出様式

様式は自由です。 ※裏面の様式を参考にしてください。

5 問い合わせ先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市保健福祉局長寿社会対策課 企画調整係
電話: 093-582-2407 FAX: 093-582-2095
Email: ho-choju@city.kitakyushu.lg.jp